**○国家公安委員会規則第十号**

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）第八十条第九項の規定に基づき、警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月十日　　国家公安委員会委員長　小川惠里子

警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部を改正する規則

警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「捜査研修室」を「解析研究室及び捜査研修室」に改める。

第三条の見出しを「（研究室長及び研修室長）」に改め、同条第一項中「捜査研修室に、」を「解析研究室に研究室長を、捜査研修室に」に改め、同条第二項中「研修室長」を「研究室長又は研修室長」に改め、「受け、」の下に「解析研究室又は」を加え、同条を第四条とする。

第二条中「第八十三条第二項第二号」を「第八十二条第二項第二号」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（解析研究室の所掌事務）

**第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第八十二条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

**○原子力規制委員会規則第二号**

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び第二十一条第五項の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法及び原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月十日　　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のとおり改正する。

第一条第一項中「、審議官三人及び原子力安全技術総括官一人」を「及び審議官三人」に改め、同条第六項を削る。

第三条中第二十一号を第二十二号とし、第十一号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

第十七条の見出し中「及び防災システム専門官」を「、防災システム専門官及び原子力事業者防災・訓練推進官」に改め、同条第一項中「及び防災システム専門官一人」を「、防災システム専門官一人及び原子力事業者防災・訓練推進官一人」に改める。

第十七条第十項の次に次の一項を加える。

11　原子力事業者防災・訓練推進官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画並びに原子力事業者が実施する防災訓練の企画及び立案に係る技術的助言に関すること。

二　委員会が実施する防災訓練の企画及び立案並びに評価に関すること。

第十八条第一項中「十三人」を「十四人」に改める。

第二十条第一項中「四人」を「三人」に改める。

第二十一条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第二十二条第一項中「十四人」を「十三人」に改める。

附則中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を削る。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

# 庁　令

**○海上保安庁令第一号**

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第三十三条の二の規定に基づき、海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　　海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令

海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令（昭和三十六年海上保安庁令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「講師は、」の下に「次の各号のいずれかに該当する場合を除き、」を加え、ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

一　第五条の三第十六項に規定するセンター教官

二　第十四条第一項に規定する訓練教官のうち、海上保安大学校長が指定する訓練教官

第五条の三第二項中「研究のうち、国際海洋政策に関する学際的かつ総合的な研究を行う」を「研究及び教育のうち、次に掲げる事務をつかさどる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　国際海洋政策に関する学際的かつ総合的な研究に関すること。

二　海上保安庁の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な高度の知識及び能力の修得並びに外国の海上保安機関の能力の向上に関する教育（以下「センター教育」という。）に関すること。

第五条の三第三項中「置き、教授のうちから充てる」を「置く」に改め、同条第四項中「における研究」を「の事務」に改め、同条第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項の次に次の三項を加える。

5　センターに、副センター長を置く。

6　副センター長は、センター長の職務を助ける。

7　センター長及び副センター長は、教授のうちから、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。

第五条の三に次の七項を加える。

11　研究員は、センターの行う研究に従事する。

12　センターに、主任教育支援官を置き、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。

13　主任教育支援官は、教育支援官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。

14　センターに、教育支援官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。

15　教育支援官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　センター教育の計画に関すること。

二　センター教育に関する教授等の担当する教科に関すること。

三　センター教育を受ける者（以下この項において「センター学生」という。）の試験及び成績に関すること。

四　センター学生の選考に関すること。

五　センター教育に関する教務の記録に関すること。

六　センター学生の入学、退学及び卒業に関すること。

七　センター教育に関する資料及び教材に関すること。

八　センター学生の規律、考課及び身上に関すること。

九　センター学生の課外活動及び学生生活に関すること。

16　センターに、センター教官を置き、教授、准教授、助教又は講師のうちから充てる。

17　センター教官は、センター教育に従事する。

第十条の二及び第十二条中、「次の事務」の次に「（センターの所掌に属するものを除く。）」を加える。

**附　則**

この庁令は、公布の日から施行する。